

第3章 健全化の進め方

進め方Ⅰ

エリアに合わせた管理目標の設定

目的や機能に合わせて、植栽地を「外周」「広場」「樹林地等」の3つのエリアに分け、管理目標を設定します。

植栽標準に基づいた管理目標に沿った管理を行うことで、樹木の健全化を図りながら、エリアごとの植栽の果たすべき機能や役割を発揮させます。

エ リ ア		植栽の目的・機能	管理目標
外 周	公園の利用区域と外部を隔てるエリア	・ 景観を整える ・ 強い風を和らげる ・ 火事の広がりを防ぐ ・ 騒音を和らげる ・ 周辺地域・環境との調和 など	<u>適正な配置</u> ・ 樹木は敷地境界から2m以上はなす ・ 外周の自然樹林※は敷地境界から10m程度の範囲内の高木をなくす <u>適正な間隔</u> ・ 公園内部や外部からの見通しを確保する（防犯性への配慮） <u>適切な管理</u> ・ 下枝を上げる（建築限界の確保等） ・ 隣接地への越境をなくす
広 場	遊具で遊び、くつろぎ、スポーツなどを楽しむエリア	・ 木陰をつくる ・ 公園の特徴や目印となる（シンボル） ・ 景観を整える ・ 公園利用との調和 など	<u>適正な配置</u> ・ 公園施設との離隔を確保する <u>適正な間隔</u> ・ 樹冠の重なりを解消する <u>適切な管理</u> ・ 下枝を上げる
樹 林 地 等	樹林地の保全や育成を行うエリア	・ 環境保全 ・ 生物多様性の保全 ・ 景観を整える ・ 自然観察の場 など	<u>適正な密度</u> ・ 人の立ち入りのある樹林地への見通しを確保する ・ 生物多様性に配慮する <u>適切な管理</u> ・ 園路広場沿いの下枝を上げる

※自然樹林とは、もともとあった樹林地を公園に取り込んだものを指す。

■ 街区公園の区分：外周＋広場



■ 近隣公園の区分：外周＋広場＋樹林地等



進め方Ⅱ

間伐・更新・せん定による緑の「質」の向上

エリアごとの管理目標に基づき「間伐」「更新」「せん定」の3つの取組手法を用いて、樹木の配置や間隔、密度を適正化し、適切な管理を行って樹木の健全化を図り、緑の「質」を向上させます。

「間伐」は、過密化が課題となっている植栽帯において、見通しを確保したり、樹冠の重なりを解消したりすることで、樹木を健全に育成し、安全で快適な空間としていきます。「間伐」にあたっては、最終的にどの樹木を残していくかという視点で、より健全に生育している樹木を残すこととします。点検・診断により不健全であると判断された樹木、倒木リスクの高い樹種についても間伐を行います。「間伐」の実施直後は一時的に緑の量が減少しますが、時間の経過と共に残った周囲の樹木が生育することで、将来的に緑の量を確保します。

「更新」は、敷地境界に近く隣接地へ影響を及ぼす樹木や公園施設に近く施設を破損させる樹木などを撤去し、新しい樹木に植え替えます。「更新」にあたっては、将来樹形を想定し、名古屋の地に合う地域性を考慮した樹種を選定するとともに、樹木が健全に生育できる空間が確保できる場所へ植え替えます。

「せん定」は、下枝の整理や枯れ枝の除去等を行って、枝の落下や枝との接触を防ぎ、見通しを確保し、安全性を向上させます。また、シンボル樹木等では、美しい自然樹形となるよう樹形を整えるせん定を行い、日照や風通しを改善するとともに、景観の向上を図ります。

手法1：間伐

- ・ 樹木診断等による不健全な樹木の間伐
- ・ 倒木リスクの高い樹木の間伐
- ・ 樹木の生育空間確保のための間伐
- ・ 樹冠の重なりを解消のための間伐
- ・ 防犯性の向上のための間伐
- ・ 隣接地へ影響を及ぼす植栽帯の再整備
- ・ 公園施設へ影響を及ぼす植栽帯の再整備
- ・ 防犯性の向上のための植栽帯の再整備

手法2：更新

- ・ 隣接地へ影響を及ぼす植栽帯の再整備
- ・ 公園施設へ影響を及ぼす植栽帯の再整備
- ・ 防犯性の向上のための植栽帯の再整備
- ・ 地域に親しまれるシンボル樹木の植栽
- ・ 緑陰の確保のための植栽

手法3：せん定

- ・ 枯れ枝除去のためのせん定
- ・ 見通しの確保のためのせん定（防犯性の向上）
- ・ シンボル樹木等の景観に配慮したせん定

実施にあたっての留意点

残す樹木を決める
(間伐、更新する樹木を決める)

公園全体を見渡し、健全で、配置が良く、将来にわたって育成していく樹木を決める。

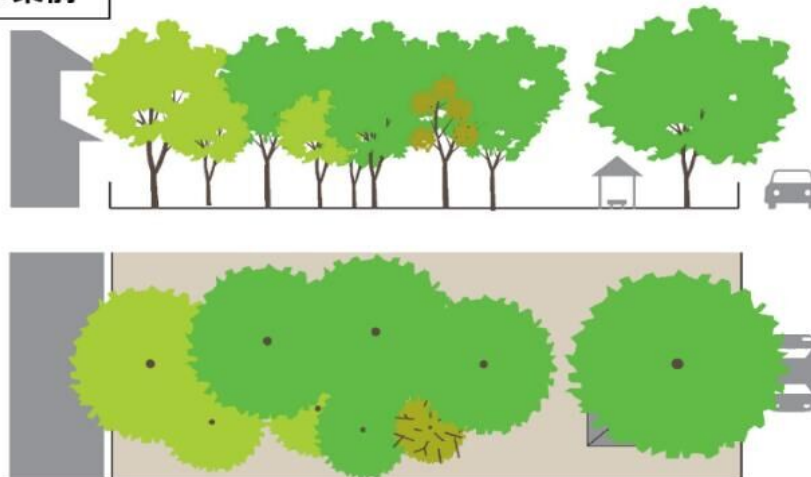
配置、間隔、密度を考慮し、
適切な位置に植え替え

植え替えする樹木は、現地と図面で、配置、間隔、密度を考慮し、適切な位置に新植する。

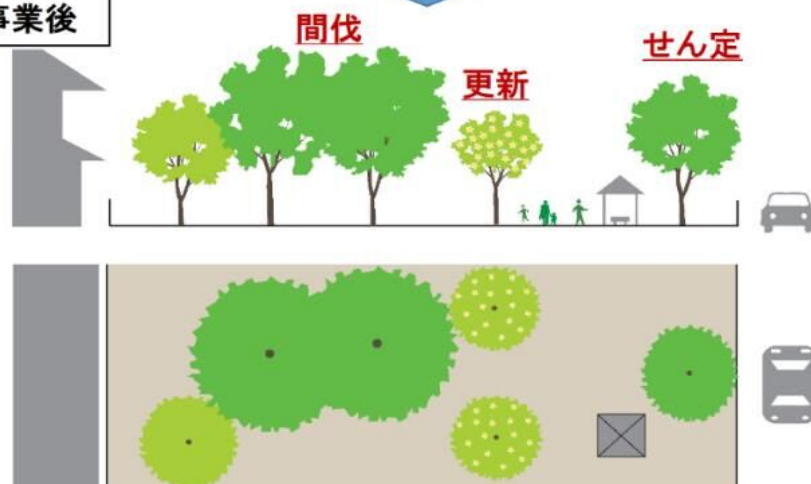
適切な管理

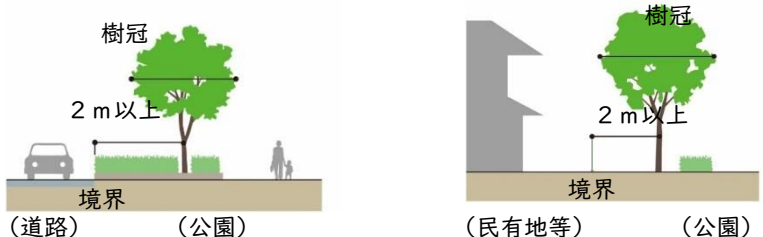
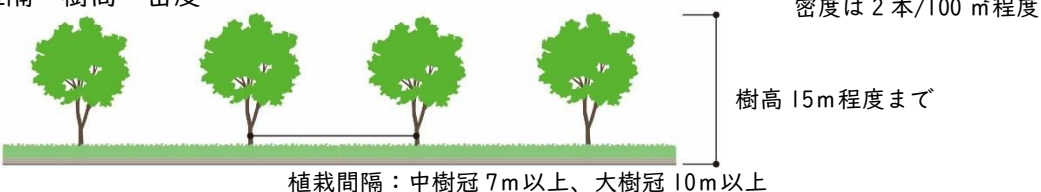
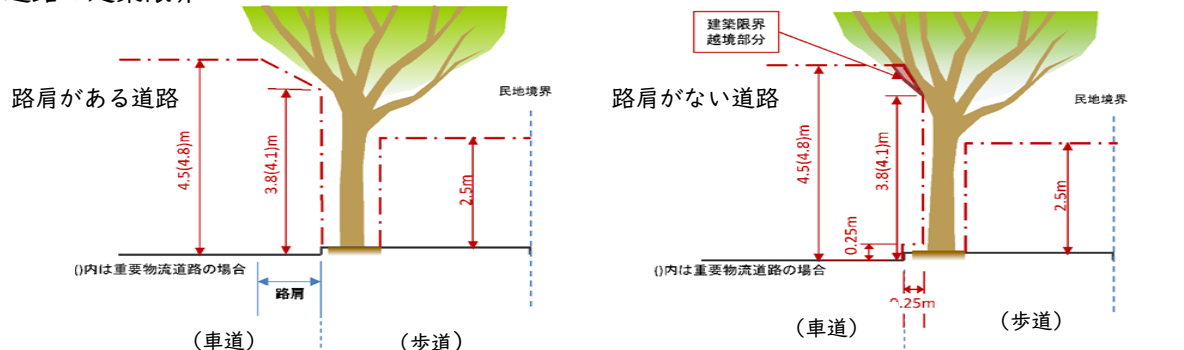
残した樹木は、過度なせん定は行わず、自然樹形で美しく育つよう、適切なせん定（下枝上げなど）を行って管理する。

事業前



事業後



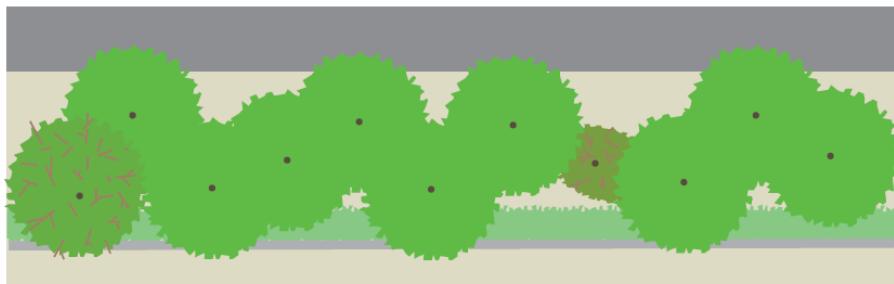
エリア	エリアの目的・機能
外 周	公園の利用区域と外部を隔てるエリア
植栽の目的・機能	
景観を整える、強い風を和らげる、火事の広がりを防ぐ、騒音を和らげる、周辺地域・環境との調和	
管理目標	
・ 樹木は敷地境界から2m以上はなす ・ 外周の自然樹林は敷地境界から10m程度の範囲内の高木をなくす ・ 公園内部や外部からの見通しの確保する ・ 下枝を上げる（建築限界の確保等） ・ 隣接地への越境をなくす	
植栽標準及び管理標準	
・ 敷地境界からの離隔：将来樹冠の半径以上、確保できない場合は少なくとも2m以上 ・ 間隔：10m以上（大樹冠）、7m以上（中樹冠） ・ 道路の建築限界の確保：歩道側2.5m、車道側4.5m（重要物流道路は4.8m） ・ 隣接地への越境をなくす ・ 出入口の見通しの確保 ・ 樹高：15m程度まで	
植栽標準イメージ	
■敷地境界との関係 将来的な樹冠の大きさ想定し、 2m以上敷地境界から離す 外周の自然樹林では、敷地境界から10m程度の範囲内の高木をなくす  （道路） （公園） （民有地等） （公園） ■樹木の離隔・樹高・密度  密度は2本/100㎡程度 樹高15m程度まで 植栽間隔：中樹冠7m以上、大樹冠10m以上 ■道路の建築限界  路肩がある道路 路肩がない道路 （車道） （歩道） （車道） （歩道） （国土交通省関東地方整備局街路樹管理マニュアルより抜粋）	

管理方法

<管理イメージ>

事業前

樹木が大きくなり
隣接地へ越境するため
せん定が必要となる



樹木が重なり日照が遮
られると、
枯れ枝が増え、衰弱す
る樹木が多くなる

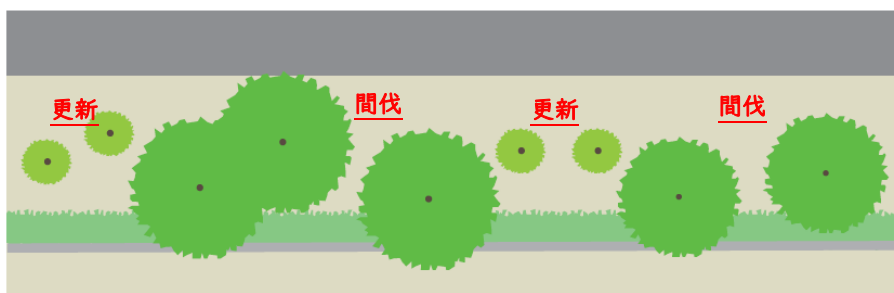


間伐・更新

敷地境界から
2m以上はなす

事業直後

隣接地へ越境して
いる樹木や衰弱し
た樹木を
空間に見合うもの
に更新

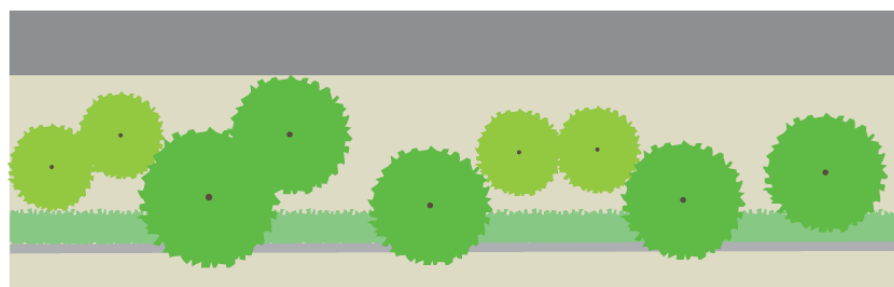


樹高 15m程度まで

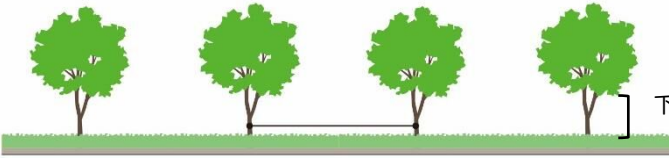
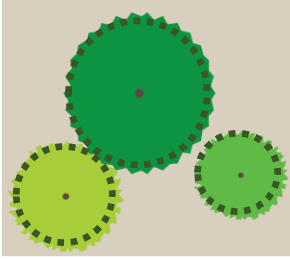
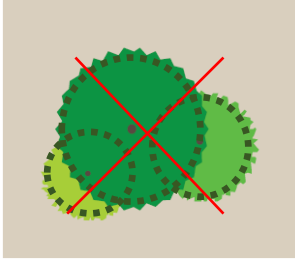
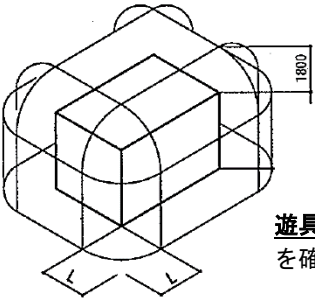
生長

将来の姿

残された樹木や
更新した樹木が
健全に育ち、
良好な空間が形成



樹高 15m程度まで

エリア	エリアの目的・機能
広 場	遊具で遊び、くつろぎ、スポーツなどを楽しむエリア
植栽の目的・機能	
木陰をつくる、公園の特徴や目印となる（シンボル）、景観を整える、公園利用との調和	
管理目標	
- 公園施設との離隔を確保する - 樹冠の重なりを解消する - 下枝を上げる	
植栽標準及び管理標準	
- 遊具の安全領域の確保：遊具の上端から1.8m以上（遊具の安全に関する規準JPFA参照） - 間隔：10m以上（大樹冠）、7m以上（中樹冠） - 樹冠の重なり：できる限り重ならないように配置 - 下枝高：地表から2.5m程度	
植栽標準イメージ	
■樹木の離隔と下枝高  下枝高は地表から 2.5m 程度 植栽間隔：中樹冠 7m 以上、大樹冠 10m 以上	
■植栽間隔の考え方 できる限り樹冠が重ならないように配置する 樹冠が重ならないように配置した例  樹冠が重なり間隔が狭すぎる例（改善すべき間隔） 	
■遊具の安全領域の確保  （遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-2024 より抜粋） <u>遊具の上端から 1.8m 以上を確保</u> L は安全領域の範囲 落下高さ 600 mm 以下の場合の最小値 1,500 mm 落下高さ 600 mm を超える場合の最小値 1,800 mm 	

管理方法

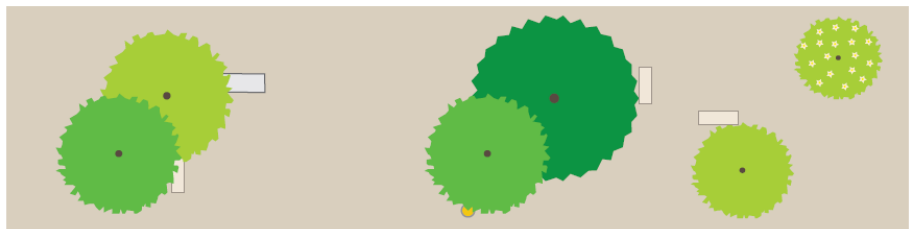
<管理イメージ>

事業前

樹木が大きくなり
遊具の安全領域を確保
できない

照明との離隔を確保
できない

樹木同士が近接し、
樹冠が大きく重なって
いる

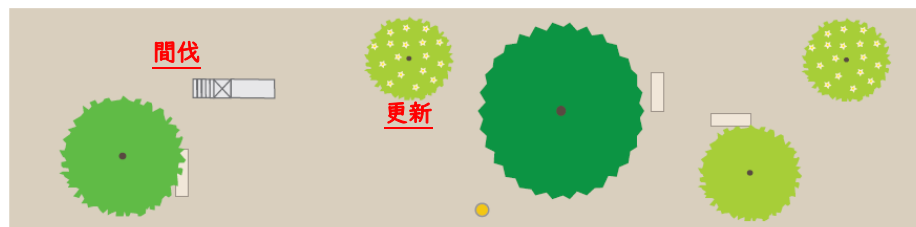


間伐・更新

将来の姿

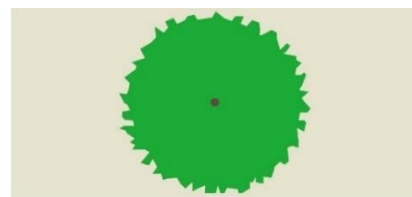
施設との離隔を確保し
更新

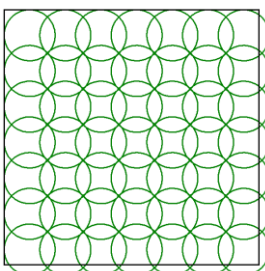
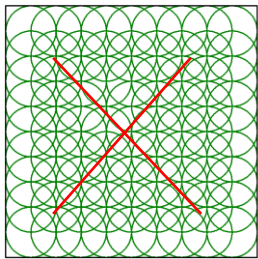
樹冠の重なりを解消し
更新



■シンボル樹木の管理

可能な限り自然樹形で大きく育てる



エリア	エリアの目的・機能
樹林地等	樹林地の保全や育成を行うエリア
植栽の目的・機能	
環境保全、生物多様性の保全、景観を整える、自然観察の場	
管理目標	
・人の立ち入りのある樹林地への見通しの確保 ・生物多様性への配慮 ・園路広場沿いの下枝を上げる	
植栽標準及び管理標準	
・密度：2本/100㎡程度 (密度の高い既存の樹林地については、徐々に間伐を実施するなど環境に配慮し、将来目標とする。) ・不健全木の撤去 ・下枝高：地表から2.5m程度	
植栽標準イメージ	
■樹木の密度 人の立ち入りのある樹林地の場合、 <u>密度は2本/100㎡程度</u> 快適性に配慮し、緑のボリュームを確保する   下枝高は 地表から 2.5m 程度 <u>密度のイメージ（大樹冠）</u> 【適正な密度の例】 密度 2本/100㎡  【密度が高い例】 密度 4本/100㎡ 	

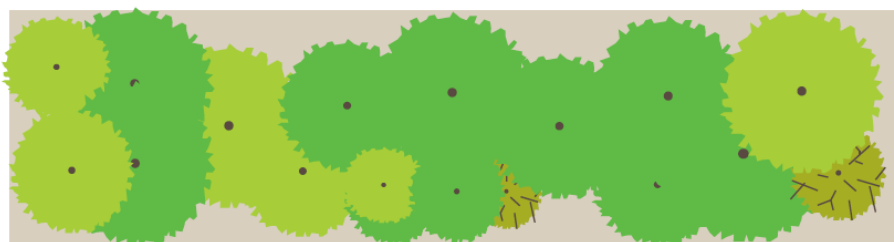
管理方法

<管理イメージ>

事業前

樹木が大きくなり
樹冠が重なりうっそう
としている

日照が遮られ、風通し
が悪く、枯枝が増え、
衰弱する樹木が発生し
ている



間伐

事業後

残された樹木や
更新した樹木が
健全に育ち、
良好な空間を形成



■樹林地の植栽密度の例

管理区分	考え方	間伐	下草刈
Ⅱ. 芝生・植栽木・流れ等と一体となり景観を演出する樹林、または林内利用ができる明るく開放的な樹林	●枝張りのよい大径木になるよう生育不良木の除去、エリア全体の林相やバランスを考慮した常緑樹の伐採を行う。 ●マツ枯れ被害木・枯損木の伐採・撤去。 ●アカマツ優先林における樹幹注入。	立木密度：3～5本 20年ごとに実施	下草高：30cm以下 に維持 刈高：5～10cm 1回/年 夏期に実施
Ⅲ. 自然観察や散策など、樹林の形態や景観を楽しむ樹林	●多様な環境を維持するため、樹齢、樹種、密度が偏らないように、間伐対象木を選定する。 ●枯損木は原則伐採・撤去するが、安全管理上問題のないものは野鳥の営巣・昆虫の産卵等に配慮し放置する。マツ枯れ被害木は伐採・撤去。 ●下草刈にあたっては、シュンラン等の常緑植物の刈残し、冬鳥・昆虫の越冬のためのササ類の刈残し区域等を設ける。保護すべき野草にはあらかじめマーキングをして誤刈をふせぐ。	立木密度：5～20本 20年ごとに実施 施工区域を分割してローテーションにより実施	下草高：70cm以下 に維持 刈高：10～15cm 1回/年 冬期に実施

※立木密度 幹周 40～50cmの樹木を基準とした 100㎡あたりの本数

(国営武蔵丘陵森林公園 公園管理ガイドブックより抜粋)

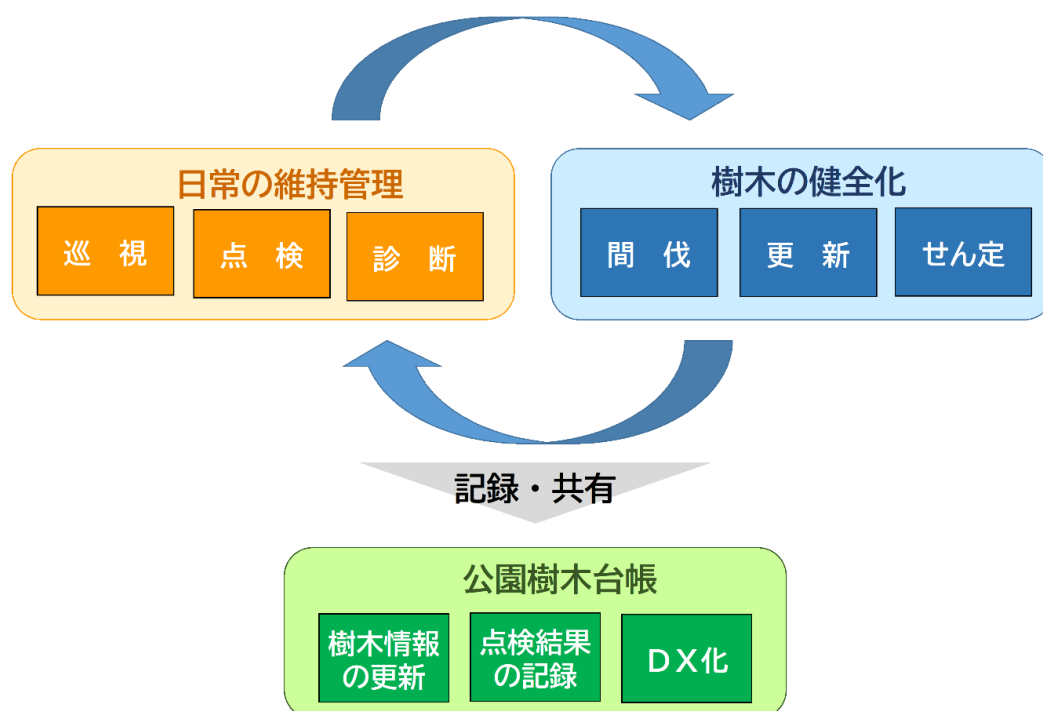
進め方Ⅲ

維持管理サイクルによる安全・安心の確保

樹木の異常を早期に発見し、事故を未然に防止するために、巡視・点検を行い、異常が認められた場合には診断を実施して必要な措置対応を行います。点検・診断の結果や措置対応内容は記録し、継続的に観察を行います。

間伐・更新・せん定による樹木の健全化と合わせ、巡視・点検・診断を実施することで、安全・安心を確保します。

■ 維持管理サイクル



参考

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

（令和6年12月20日付告示）

都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性が高まり、令和6年12月に国の「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が策定されました。

（以下、緑の基本方針より抜粋）

都市における緑地を一層充実させ、緑地が有する多様な機能を発揮させていくためには、単に量を確保するだけでなく、あわせて質も確保していくことが必要である。都市の緑地には、…（中略）…その質を維持・向上させていくために人間が適正な保全・管理を行うことが重要である。

また、我が国の社会資本は、特に高度経済成長期に整備が進んだため、都市公園内の樹木や街路樹等の公的空間における多くの樹木は、老齢化・大径木化が進行し、倒伏や落枝による重大な事故等の安全確保上のリスクが高まっており、また管理が不十分な緑地では利活用が困難となり、景観上支障が生ずるなど Well-being が実感できなくなっているなど各種課題が顕在化している。

このため、除草や病害虫防除等の維持管理を適切に行うとともに、安全確保や Well-being の向上のための樹木の点検や必要に応じた剪定・伐採・更新、緑地の機能の維持・増進に必要な大規模な樹林更新について、生物多様性の確保や景観・歴史文化の形成等に資する樹木にも考慮し、計画的に行うことで、都市の緑地の質を維持・向上させることが必要である。

緑の基本方針の概要

